

今号の主な内容	
2面	23年度決算の概要
3面	12月1日施行 新宿区暴力団排除条例を制定
8面	11月11日 ここ・からまつり
8面	11月1日から点灯 新宿歌舞伎町区役所通り イルミネーション



しんじゅくコール
☎(3209)9999 ☎(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード



地域の消火訓練

自助・共助・公助の理念で実現する
「災害に強い、逃げないですむまち 新宿」

(仮称)

新宿区災害対策推進条例の 制定に向けて ご意見をお寄せください

災害対策における区・区民・事業者の 役割を明らかにします

区の役割

- ▶迅速で的確な災害対策、都市の復興と区民生活の再建への取り組み
- ▶区民・事業者・防災区民組織・防災関係機関・ボランティア等との連携と協力
- ▶区民等の年齢・性別・言葉・文化等の違いを十分に認識した災害対策の推進

区民の役割

- ▶飲料水・食料等の備蓄、住居の耐震性の確保、家具転倒防止対策の実施
- ▶事業者、ボランティア、区・都等の防災関係機関との協働による災害対策、生活の再建と地域の復興への取り組み

事業者の役割

- ▶区民との連携による災害対策への取り組み
- ▶施設の耐震化等の安全性向上や事業所防災計画、事業継続計画(BCP)の策定

条例の基本的な考え方

目的

新宿区における災害対策の基本方針や、区・区民・事業者等の役割を明らかにし、災害対策の総合的・計画的な推進を図り、区民等の生命・身体・財産を守ります。

災害対策の基本方針

減災の視点に立ち、自助・共助・公助の理念に基づき、区・区民・事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら災害対策を推進します。

新宿区地域防災計画の推進

区は、災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画により、災害対策を的確に実施します。

条例の制定内容への ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント制度(意見公募)



ご意見には住所・氏名のほか、区内在勤・在学の方は勤務先・学校の名称・所在地を記入してください(氏名等の個人情報は公開しません)。【提出先】11月21日(木)までに危機管理課危機管理係へ郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページからも受け付けます。

区は次の災害対策に重点的に取り組みます

災害予防対策(減災まちづくりの推進)

- 災害に強いまちづくりの推進
区施設・民間施設の耐震性の強化と家具転倒防止対策の指導 ほか
- 災害応急活動体制の整備
事業継続計画(BCP)の策定、災害に備えた情報連絡体制や災害対策施設の整備、他の地方公共団体との協力協定の締結 ほか
- 地域防災力の向上
防災区民組織・防災ボランティアの育成・支援、地域防災ネットワークづくり ほか
- 防災知識の普及・訓練の実施
防災知識の普及や情報提供による区民の防災意識の向上、防災訓練の積極的な実施 ほか

災害応急対策

災害対策本部を中心とする情報収集・伝達、避難誘導、医療救護等の救援活動の的確な実施 ほか

帰宅困難者対策

区民・事業者・国・都・防災関係機関等と連携した一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保など、総合的な帰宅困難者対策の推進 ほか

復興対策

国・都・関係機関等と連携した都市の復興、区民生活の再建と安定 ほか



東京都と合同で実施した
新宿駅周辺防災対策協議会訓練